

## 非常災害時の措置について(5月29日～)

非常災害時には、下記の措置を講じますので、よろしくお願いいたします。

### 警報発令の場合

※網掛け部分が変更点となります。

#### ☆ 登校前

豊中市に『レベル3大雨警報』『レベル4大雨危険警報』『レベル5大雨特別警報』『暴風警報』『暴風特別警報』のいずれか(以下『警報』)が発令されている場合

- ① 午前7時～午前10時まで ⇒ 自宅で待機し、解除次第登校  
※午前10時(气象台10時発表を含む)までに解除の場合  
→警報解除時刻から1時間後に授業開始。給食も実施。

- ② 午前10時を過ぎても発令中 ⇒ 臨時休業

#### ☆ 登校後

豊中市に『警報』が発令された場合

⇒状況によって、保護者の方に引き渡しを行う。留守の家庭については、学校で子どもを預かり、学校から家庭へ連絡をとる。

⇒下校時に発令されている場合は、原則、教職員による校区巡視のもと、学年等で同じ方向に帰る児童をまとまって下校させる。

### 地震発生の場合

#### ☆ 登校前

- ① 豊中市に震度5以上の地震が発生した場合 ⇒ 臨時休業

- ② 震度5度未満であっても、危険が予想される場合  
⇒保護者の方が登校させるかどうかの判断をしてください。

#### ☆ 登下校中

- ・特に頭部を守る → 塀や建物から離れる → 学校か家かどちらか近いほうに避難する  
※どちらに行くのも危険なら、近くの安全な場所で待機。

#### ☆ 登校後

豊中市に震度5以上の地震が発生した場合

⇒保護者の方に引き渡しを行う。留守の家庭については、学校で子どもを預かり、学校から家庭へ連絡をとる。

## 近隣で子どもの安全に関わる事件や事故が起こった場合

### ☆ 登校前

- ・原則、保護者等による付き添い登校。
- ・教職員、見守り隊等による通学途上の見守り。

### ☆ 登校後

- ・保護者の方に引き渡しを行う。留守の家庭については、学校で子どもを預かり、学校から家庭へ連絡をとる。
- ・状況によっては、教職員による校区巡視のもと、学年等で同じ方向に帰る児童をまとまって下校させる。

## 最後に(お願い)

- ★ いずれにしても、児童の生命安全確保を最優先に判断してください。  
保護者の方が危険な状況だと判断された場合は、無理をして登校させずに、自宅待機等臨機応変の措置をお願いします。自宅待機された場合は、欠席扱いではなく、出席停止扱いとなります。
- ★ 警報が午前 10 時までに解除になった場合や、緊急下校、保護者引き渡しの場合には、学校連絡メール（コドモン）と本校 HP（緊急のお知らせ）で周知いたします。  
なお、学校への電話での問い合わせは、緊急時の対応ができなくなりますので、ご遠慮ください。